

申告に必要な持ち物をお忘れなく

以下の書類を必ず準備してください。必要書類に不足や不備があると申告相談が受けられない場合があります。

○昨年の収入がわかるもの

給与・公的年金・退職所得などの源泉徴収票、農業・営業・不動産所得の収支内訳書、個人年金の支払証明書など。

○控除の金額がわかるもの

生命保険料、地震保険料、社会保険料、国民年金保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの領収書または証明書、寄附金の受領書や証明書、その他控除を受けるために必要なもの。

医療費控除を受ける場合は、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。**必ず事前に作成してください。**

障害者控除の適用を受ける場合は、障がいの種別や等級(程度)の分かる手帳や、障害者控除対象者認定書が必要です。

○本人確認のため、(1)もしくは(2)を用意ください

- (1) マイナンバーカード(個人番号カード)
 - (2) 番号確認書類(通知カードなど) + 身元確認書類(運転免許証など)
 - 税務署から送付された「確定申告のお知らせ」(はがき) [届いた人のみ]
 - 還付金が発生する場合は本人名義の預金口座番号がわかるもの
 - その他必要な書類
- ※収支内訳書、医療費控除の明細書は国税庁ホームページにて印刷するか、役場で受け取ってください。

役場・地区会場で相談受付ができない申告があります

青色申告、株式・土地・建物・先物取引・FX(外国為替証拠金取引)などの譲渡所得および贈与税の申告や、住宅借入金等特別控除を初めて申告する人、災害などで資産に被害を受けた場合の雑損控除がある申告は、大垣市情報工房で申告してください。これ以外にも、大垣市情報工房へご案内する場合があります。

申告しないとどうなるの？

所得税は収入(所得)がない場合は申告不要です。町・県民税は、前年(1月1日～12月31日)に得られた所得と諸控除について申告する必要があります。

この申告は、町・県民税の賦課資料となるだけでなく、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料などの算定の基礎資料にもなります。

申告をしなかった場合、税関係証明書(所得証明や課税証明書など)の発行ができないことや、国民健康保険税の軽減判定や高額療養費の支給、保育料決定や各種手当・助成金など、さまざまな行政サービスが適切に受けられないなど、不利益になる場合があります。

問	所得税および復興特別所得税・消費税	大垣税務署	☎78-4104
	町民税・県民税	税務課 住民税係	☎22-7500

自主申告される人へ

ご自身で作成された確定申告書の役場での受け取りは今年度より廃止となります。以下へ郵送をお願いします。

▶**郵送先**／〒460-8527 名古屋市中区三の丸三丁目2番4号
名古屋第二国税総合庁舎 名古屋国税局 業務センター三の丸分室

マイナンバーカードで確定申告を簡単に！

マイナンバーカードを持っている人は、政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」と「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」を連携させると、スマートフォンで簡単に確定申告ができます。

利用するときは、次のものをご用意ください。

- ・マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書、署名用電子証明書の両方が搭載されたもの)
- ・利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)
- ・署名用電子証明書の暗証番号(英数字6桁～16桁)
- ・マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォン
- ・マイナポータルアプリ

問 マイナンバーカード…住民課 戸籍係 ☎22-7508
マイナポータル…マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178
確定申告…税務課 住民税係 ☎22-7500



e-Tax	マイナポータル(Web版)	マイナンバーカード 読み取り対応スマートフォン	マイナポータルアプリのダウンロード	
			iPhone	Android

所得税の確定申告・住民税の申告相談

所得税の確定申告と住民税(町・県民税)の申告相談を行います。
必要な書類を事前に準備し、期間内に会場へお越しください。

各地区でも申告相談を行います

▶と き／**2月17日(月)～3月17日(月)**
午前9時～午後5時 ※土日祝日を除く

▶ところ／**役場1階 垂井ホール**

と き	ところ
2月20日(木)	府中地区まちづくりセンター
2月21日(金)	岩手地区まちづくりセンター
2月26日(水)	東地区まちづくりセンター
2月27日(木)	栗原地区まちづくりセンター
2月28日(金)	ワイワイプラザ垂井
3月4日(火)	宮代地区まちづくりセンター
3月5日(水)	表佐地区まちづくりセンター

申告が必要か確認しましょう！

確定申告の手続きはお早めに！



国税庁e-Taxキャラクター
イータ君

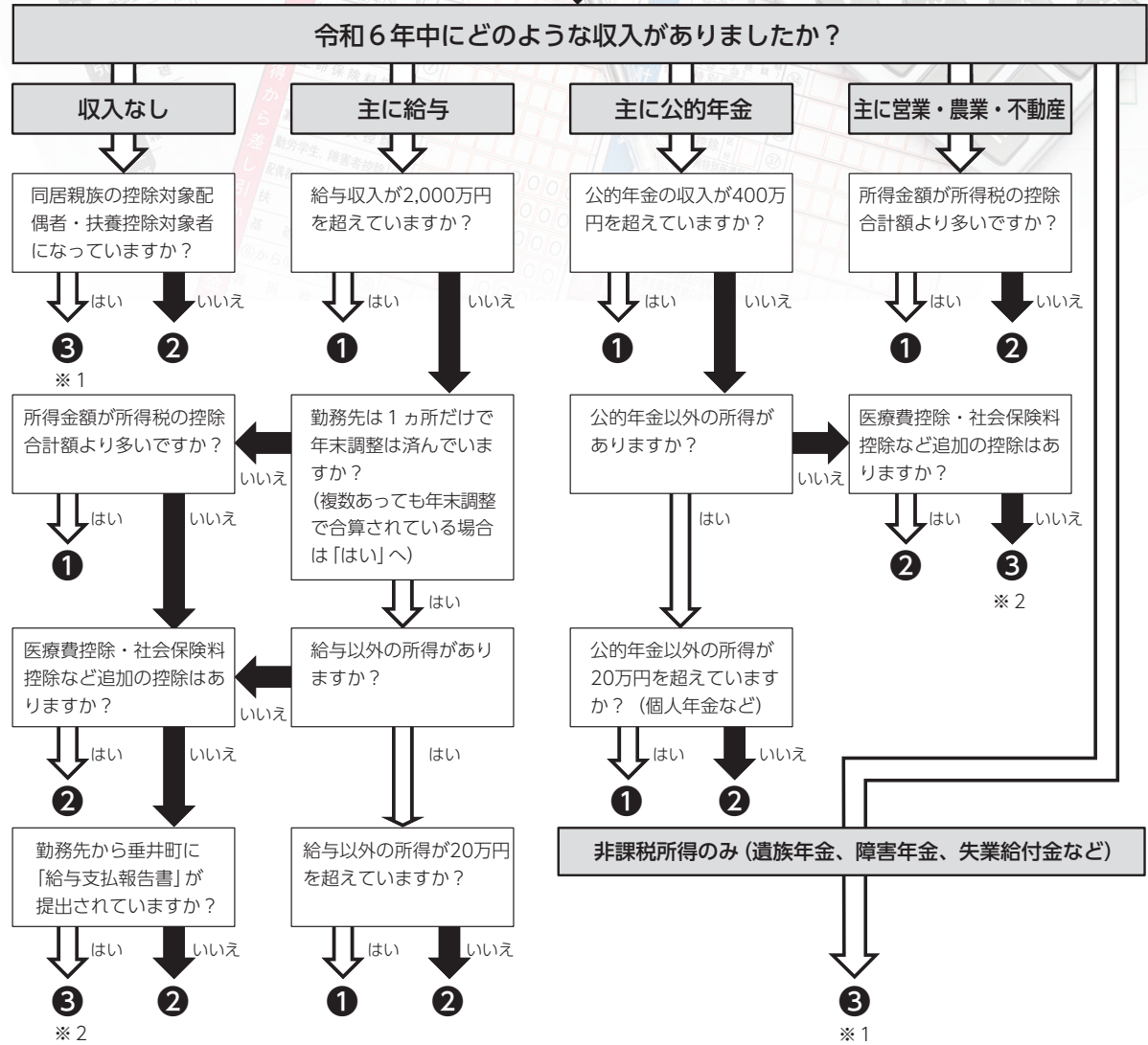
スタート

令和7年1月1日現在、垂井町に住んでいましたか？

いいえ

垂井町での申告は不要です
令和7年1月1日現在の住所地に確認してください。

はい



判定結果

※このフローチャートは、一般的な例を示しています。不明な点は税務課までお問い合わせください。

①	所得税の確定申告が必要です	所得税の確定申告を提出すれば、町・県民税の申告は必要ありません。確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する場合は必ず記入してください。
②	町・県民税の申告が必要です。	所得税が源泉徴収されており、申告により所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。
③	所得税の確定申告、町・県民税の申告は必要ありません。	※1 所得証明書などが必要な人や、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの算定や軽減、各種手当・助成金などの支給判定が必要な人は町・県民税申告が必要です。 ※2 所得税が源泉徴収されており、申告により所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。